

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する教育研究等の活動の指針

令和 2 年 5 月 1 3 日（令和 4 年 9 月 2 1 日変更）

信州大学新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は接触感染と飛沫感染であり、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、また、発症前 2 日の者や無症候の者からの感染も指摘されている。

感染が急速に拡大し、感染経路の不明な患者の増加した段階では、ハイリスクの屋内環境に限らず、全ての市民を対象として、人と人との接触を徹底して削減することを通してまん延防止を図ったが、感染防止の基本は、一人ひとりが、「三つの密」（密集、密接、密閉）を徹底的に避けるとともに、手洗いやマスクの着用、人と人の距離の確保などの行動変容を維持することにある。

新たな感染者数は限定的になったとしてもゼロにはならず、流行の再燃の恐れは否定できない。多くの学生教職員が集う教育機関として、構成員一人ひとりの行動変容を維持し得る環境を確保するため、本指針を定めるものである。

2. 基本的方針

- (1) 風邪症状など体調不良が見られる学生教職員が外出しないこと
- (2) 学生教職員が基本的な感染防止対策（①人との身体的距離，②マスク，③手洗いや手指消毒）を守って行動すること
- (3) 適切に換気するなど、「三つの密」を回避できる環境を維持すること
- (4) 座席の特定や入退室の記録など、学生教職員の活動が把握できるようにすること
- (5) Web 会議システム、VPN 接続、オンラインストレージなどのリモートアクセスにより、在宅でできる活動は在宅で行うようにすること

3. 主な活動の指針について

- (1) 教室等での講義、演習、実験、実習及び実技について(ネットワーク環境提供を含む)
 - ① 人の密集を避ける
 - ② 入退室時に適宜手指消毒又は石鹸による手洗いをを行う
 - ③ 余裕を持った入退室を周知するとともに、入退出時（入退出時の行列含む）等に人と人との間隔を確保する
 - ④ 建物内ではマスクを常時着用する

- ⑤ 可能であれば常時窓、扉を開放し、少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）
- ⑥ 近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合って大声で発声や歌唱したりする活動は、各団体が作成するガイドラインに従った感染症対策を講じて実施する
- ⑦ 移動や集合場所、更衣室等において人と人との十分な間隔を確保する
- ⑧ フィールドワーク等で宿泊（野営を含む）する場合は、参加 7 日前から会食等为避免感染症対策を徹底する。参加者が「3 回の新型コロナワクチン接種済み」であること、もしくは「3 日以内の PCR または抗原定量検査、1 日以内の抗原定性検査における陰性証明」を取得することを推奨する。（※抗原検査キットを使用する場合は、政府承認済みのものに限り）但し、陰性証明があっても、マスク着用等の基本的な感染症対策は徹底する
- ⑨ フィールドワーク等で宿泊（野営を含む）を伴う活動での食事は（5）食堂についてで示すガイドラインに従い、感染症対策を徹底する
- ⑩ 学外での活動に伴う移動は、マスクを常時着用する。可能な限り常時車内の空気を入れ替える。できない場合は 30 分ごとに停車し、車内の空気を入れ替える
- ⑪ 現場指導者の下で行う臨床・臨地の実習は、本学の指針を参考の上、当該指導者と協議により定めた方針に従って行う

(2)研究室での研究、研究指導及び卒業研究について

- ① 入退室時に手指消毒又は石鹸による手洗いをを行う
- ② 建物内ではマスクを常時着用する
- ③ 複数人である場合は、可能であれば常時窓、扉を開放し、少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）。換気が十分にできない施設では原則会話を行わない
- ④ 事業者との共同研究は、本学の指針を参考の上、当該事業者と協議により定めた方針に従って行う

(3)事務室での業務について

- ① 在宅でできる活動は在宅で行うようにし、時差出勤、自転車通勤、ローテーション出勤などにより、人との接触機会を低減する
- ② 適宜手指消毒又は石鹸による手洗いをを行う
- ③ 建物内ではマスクを常時着用する
- ④可能であれば常時窓、扉を開放し、少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）。

(4)図書館などの共用施設の業務について

- ① 入退室時に手指消毒又は石鹸による手洗いをを行う
- ② 建物内ではマスクを常時着用する

- ③ 可能であれば常時窓，扉を開放し，少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）

(5) 食堂について

- ① テーブル間はパーテーション等で遮蔽するか 1m 以上の間隔を空けて座れる配置とする
- ② テーブル席は，真正面に対面しない席配置とするか，パーテーション等で遮蔽する
- ③ カウンター席は，密着しないように適度なスペース（できるだけ 1m）を空けるか，隣席との間をパーテーション等で遮蔽する
- ④ 利用者の滞在時間を可能な限り短くするとともに，密集にならないよう入場者の制限をする
- ⑤ 手指消毒又は石鹸による手洗いを徹底する
- ⑥ 食事をするとき以外，建物内ではマスクを常時着用する
- ⑦ 可能であれば常時窓，扉を開放し，少なくとも 30 分おきに換気をする（数分間 2 方向）

附 則

1. 本指針は，令和 2 年 9 月 30 日までに，行政や関係団体の動向，他大学等の状況，地域の感染状況等を勘案し，必要があると認めるときは，所要の見直しを行うものとする。